

設問17

第1 Cの立場において考えられる主張及びその主張の当否

1. 本件株式発行の効力を争うために、CはCは、①本件株式発行の無効確認の訴え(会社法(以下略)828条2項)によるか、②本件株式発行の不存在確認の訴え(829条1号)によるべきかと考えられる。

2. ①について、

(1) 別荘に於いて、甲は種類株式発行会社で、その株式を譲渡により取得するためには、取締役会の承認を要する(会社法(株5号)77条)会社である(以下非公開会社とする)。

(2) そして、828条2項より判断すれば、非公開会社において、①の訴えを提起する場合においては、株式の発行の効力が生じた日から1年以内に行われなければならない、本件株式発行の効力が生じた日は、建物を目的として出た資本金の時である(2009条1号)。本文によれば、本件株式発行は平成24年6月14日同様に時期であったと見え、平成24年4月時期にの訴えは1年以内ではないため、認められず。

3. ②について

(1) 不存在の訴えは、①と異なり、出訴期間に制限はない。

(2) 本件で、不存在事由として考えられるのは、本件株式発行が、その発行権限を有しない者による発行であるため、不存在であるといえる。

(3) 別荘に於いて、Eは平成24年5月20日に代表取締役が不在とし、株式会社の業務に際しての裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する者としており、かつ(399条4項)をもって代表取締役の選任に於いては、取締役会の決議により行われなければならない(362条2項3号)。

(4) この点、本文によれば、AはEのために登記をする際もCにたいして説明をし、付いたところであるから、取締役会承認は必要と認められず。又、DはA・C・D・Eが集まった席上で、EはAの役職者としていて、Aは甲が400株の募集株式を発行して、その金部をEに割り当てたいとて、説明の上、賛同を求めたのにに対し、Cが発行したのを拒否する(その結果として)したため、CはEが代表取締役の選任されたという事実を付いたと認められず。

そして、Eは適法に選任された甲社の代表取締役ではないとて、結果、本件株式発行は代表権の限外行為として無効と認められ、不存在である。

第2 本件株式発行にかかわる法律関係

1. 甲社の第100回の総会が認められ、本件株式発行が存続していることとする。

2. 不存在の訴えは、無効の訴えと異なり、将来効の確定(829条)が適用されないため、はじめてから存在を争う。

3. 従って、Eは本件株式発行の目的である、目的とした所有する40000円相当の資本金の建物の交付は、不当無償返還請求(民法703条)が成る。

そして、平成26年4月までに交付がなされたら、甲社が本件株式発行の不存在について善意である以上、返還を求められず(民法703条)。

4. 一方、Eは発行を受けた400株を無効と主張するが、甲社は株式を発行してはいないから、甲社自身、株主の返還を訂正するものではない。

設問27

第1 Hの立場において考えられる主張及びその主張の当否

1. 本件借入金の交付を甲社に帰属させるために、Hは①、②408条2項、③35条による主張が考えられる。

2. ①について、

樂

(2) この点、代表取締役がAの命令を遂行し、Bが禁裏を破って甘んじて
 女にうかつしつゝ涙を吐かたにやう苦慮をあるは日陰において保護される
 よう結果、不慮に命を失はれて用済み責任を免れ得る。

→ ১৫৮৭/৮৮ (খ্রিঃ)
১৫৮৭/৮৮ (খ্রিঃ)

2. 毛、毛、355株の雄株がある、株は「雄株」が、代表者である、その代表者と受取主との取引は、その代表者と受取主との取引である。

3. 本件でEは、平成22年2月カバ甲社の従業員、企画部長として勤務を開始し、本件
借入金時、カバでEが使用人であった。

4. 尤に、善意に依りては、無償取得したものと第三者が容易に弁別得る場合にも、その文を保護する必要はないから、前掲の主張を以てし得るべきである。

その旨の説明を受け、その説明が曖昧であったが、甲佐の事業計画に関する資料等との関係が不明である。結局本件借入金は、資料等の交付がなされる実行されたというところである。

6. 従て、著述である「保護と成」の名称は主として、大衆権限が目的としての主張を意味するものだから。

第2 甲社の立場において考えられる主張及びその主張の当否

2. 引当金にたいし 甲の資金金は 本借借入の時 4000円であり、本にたいし 甲の平成22年度の生利金は 2億円程度である。

4. 依て、取組協会の事業事項であるにせらるゝが、本所管外に於て甲種取組協会の決議とあることが無効でなつてゐるというからである。

又、この点につき、会生会の採算の借財を先行し、取組む会決議が、必要である。また、法定事項である場合は、理事会で一定の割合を議決する。

付て求めてあるが、その交付が、いまだ借付引当を付したところである。

17. 以LHS. Hは保護される。本件借入金の利息は中社に帰属しない。
[設問3]

第

第2 回に交した.

(1) 同項が認められるためには、役員等が、任職解除により株式を入手した理由に基
て果実関係のあるべき財産である

(2) Dは、本件貸付の執行時、甲会社の取締役であったと主張し、同項にいう「貸付」には当たらないと主張した。

[illegible]

1. $2112 = 1011$

(イ表)
 (1) Dと異なり、Eは、母社会規範上、又事実上も採取義務があったと認められること

二 陽聲にたつ

樂

(2) 取締役は、善管注意義務（32条、民注44條）の下で、会社財産の保全・管理の義務を負ふ。又、忠実義務（33条、民注45條）を負ふ。

[illegible][illegible]

(4) δ, τ, E に對する Δ_{α} を表はす。證せよ。

2. ② にかいて.

11 ① ② が認められるため、当該請求権が、84年1項の役員等の責任に与えられるべきである。

(2) この点、株主代表訴訟の趣旨は、取締役会との中間交渉を調停し、これにより、会社
が取締役に対して請求をしない状況があらためられ、株主が会社を代表して取締役
会に対して請求をする必要がなくなる点にある。→ **消滅的**
「消滅的」といふのは、このように会社において提訴前取締役の中間交渉は、会社法上の責任以外の責任
に消滅する。X、84條1項と責任の範囲を特に限定していない。

[illegible]

18 ⑮ 本件は、本件土地に、甲乙丙丁所有権取得登記を完了する義務が附与さ

19 れた。⑮が請求は認めらる。

外上